

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

綾部市長 四方 源太郎

市町村名 (市町村コード)	綾部市 (26203)
地域名 (地域内農業集落名)	物部地区 (上市、下市、須波伎、岸田、西坂、新庄、白道路)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・当地域の一部は個人や法人農家がまとめた農地を耕作しているが、小規模個人農家(3ha以下)が多く、高齢化(60~70代)もあり、近い将来の離農者増加が見込まれる。その受け皿が見通せず、荒廃地の増加が懸念される。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・今後、見込まれる高齢化による離農に伴い、維持管理できない農地を法人や大規模農家に集積・集約し、新規就農者の受け入れが必要。  
・可能ならほ場整備も視野に農地の大区画化や再分配が必要。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	285.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	285.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・現状、耕作されている農地や周辺農地・ほ場条件の良い農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・当地域の各地で農地の集積・集約につながる話し合いを行う必要がある。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸借は農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約を段階的に図る。将来的には、担い手の効率的な営農につながるよう経営農地の集約化をめざす。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地を守っていくために、必要。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者の受入に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる防除作業等は、農業支援サービス事業者の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が多いため、防護柵の管理の徹底や新設を検討する。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して、耕作できる環境を整える。